相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市常田二丁目一六六番地二、最後の住所長野県上田市小泉一九三六番地四

被相続人　亡　唐澤　博三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

長野県上田市中央西二丁目八番一三号柳沢ビル二〇一

相続財産清算人　弁護士　荒川　光広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北安曇郡池田町大字池田三一五六番地、最後の住所長野県北安曇郡松川村五六二二番地三三特別養護老人ホームライフ松川

被相続人　亡　和田　耕造

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十二月二十九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

長野県北安曇郡白馬村大字北城三九七番地

相続財産清算人　司法書士　帯金　康祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市青柳町三丁目五番地、最後の住所岐阜市青柳町三丁目五番地六

被相続人　亡　奥田　晴久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

事務所岐阜市端詰町五五番地オフィスＩ・Ｏ・Ｐ二階　毛利法律事務所

相続財産清算人　弁護士　横井　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市仁藤一五番地、最後の住所静岡市駿河区桃園町一九番六号　下川原団地六棟一〇四号

被相続人　亡　鈴木　好幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

静岡市葵区馬場町四三―一　静岡法律事務所

相続財産清算人　弁護士　桐山　圭悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区塩付通一丁目三一番地一、最後の住所愛知県稲沢市清水寺前町二六番地

被相続人　亡　木村　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番三五号　セントラル野田ビル八階　服部豊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市玉島上成二四番地、最後の住所名古屋市千種区千代田橋一丁目一番一三―二二五号榎木荘

被相続人　亡　中原由加里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番三五号　セントラル野田ビル八階　服部豊法律事務所

相続財産清算人　弁護士　服部　郁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市井口三丁目二一一番地、最後の住所名古屋市中村区則武一丁目一三番九号チサンマンション第3名古屋八〇一号

被相続人　亡　山崎喜代治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

愛知県尾張旭市東大道町原田二四九八番地五

相続財産清算人　弁護士　中山　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区児玉一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市西区児玉一丁目二番二号

被相続人　亡　岡　糸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区児玉一丁目二〇二番地、最後の住所名古屋市西区児玉一丁目二番二号

本部オフィス

相続財産清算人　弁護士　高橋　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区錦三丁目五番三〇号三晃錦ビル九階　ａｎｄＬＥＧＡＬ弁護士法人久屋

相続財産清算人　弁護士　高橋　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区塩付通一丁目三一番地一、最後の住所愛知県稲沢市清水寺前町二六番地

被相続人　亡　木村　惠子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中区丸の内一―四―一二アレックスビル六階アイ・パートナーズ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　溝口　仁志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県小牧市中央六丁目八七番地、最後の住所愛知県小牧市中央六丁目八七番地ＭＩＮＩＴＩＢ号

被相続人　亡　山本　秀和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋一八五番地一〇、最後の住所愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字茶屋一八五番地の一〇

被相続人　亡　田川　初江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

名古屋市中村区名駅四丁目二番二八号名古屋第二埼玉ビル五階　弁護士法人大樹法律事務所

相続財産清算人　弁護士　高井　祐哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市美杉町太郎生三九七六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小竹　明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　みなと総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　森田　明美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市肥田町三七〇番地二、最後の住所三重県鈴鹿市肥田町三七〇番地の二

被相続人　亡　橋本　文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県津市岩田一三番二八号三重ビル五階

柳川法律事務所

相続財産清算人　弁護士　柳川　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白山町南出一〇三番地一四、最後の住所三重県津市白山町南出一〇三番地一四

被相続人　亡　藤本桂一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

三重県桑名市寿町三丁目一一番　太平洋桑名ビル六階　伊勢湾総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　松井　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字大窪一三七七番地、最後の住所滋賀県蒲生郡日野町大字大窪一三七七番地

被相続人　亡　吉田　栄樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和九年一月八日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年十月二十八日

滋賀県彦根市佐和町三―一五　千祥ビル四階　生駒法律事務所

相続財産清算人　弁護士　稲田　優花